

国体標章等及びマスコット使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第67回国民体育大会及び第12回全国障害者スポーツ大会(以下「両大会」という。)の開催に当たり、財団法人日本体育協会(以下「日体協」という。)が「財団法人日本体育協会標章等の使用に関する規程」(平成11年4月1日制定)に定める標章等、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会(以下「委員会」という。)が定めるマスコット及び愛称を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(標章等及びマスコットの定義)

第2条 この規程において、「標章等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 日体協が定めた国民体育大会標章
- (2) 日体協が定めた競技を表す競技別シルエット
- (3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」(文字)及び同様な表現をする文字(ひらがな、カタカナ、ローマ字)
- (4) 「ぎふ清流国体」その他の「国体」、「国民体育大会」及び「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」(文字)を含む結合語及び造語

2 この規程において「マスコット」とは、委員会が定めるマスコットキャラクターをいう。

(使用許可権限の行使)

第3条 委員会は日体協から、前条第1項各号に規定する標章等の使用を許可する権限を委任されており、委員会会長(以下「会長」という。)が許可権限を行使する。

2 前条第2項に規定するマスコットについては委員会が使用許可権限を有し、自ら行使する。

(公共目的による使用)

第4条 標章等及びマスコットの使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、公共目的と認め、使用できるものとする。

- (1) 資料及び無償で交付される記念品類の物品で、スポーツ活動及び両大会開催に寄与すると認められるものに使用するとき。
- (2) 出版物で、スポーツの歴史や記録などスポーツ及び両大会に関する啓発内容を掲載するとき。
- (3) 一般へのスポーツ及び両大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するとき。
- (4) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく障害福祉サービス事業に使用するとき。
- (5) その他会長が両大会の広報啓発、報道、教育等公共目的による使用であると認めたととき。
- (6) 委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき、委員会が指定する標章等及びマスコットを使用するとき。

2 標章等及びマスコットを公共目的により使用する場合は、すべての標章等及びマスコットを使用することができる。ただし、前項第6号に該当する場合を除く。

(公共目的による使用の許可)

第5条 標章等及びマスコットを公共目的により使用しようとする者は、あらかじめ公共目的使用許可申請書(様式第1号)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が標章等及びマスコットを公共目的により使用する場合は、許可申請を省略することができる。この場合において、第1号から第9号のいずれかに該当する者は、各年度終了後30日以内に、公共目的使用報告書(様式第2号)を会長に提出しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体及び県内各市町国体実行(準備)委員会
- (2) 財団法人岐阜県体育協会、県内各市町村体育協会及びこれに加盟する競技団体
- (3) 委員会の構成団体である障がい者福祉関係団体
- (4) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
- (5) 岐阜県の出資割合が25%以上の法人
- (6) 前条第1項第6号に規定する協力者
- (7) ぎふ清流国体・ぎふ清流大会募金・企業協賛推進要綱に規定するオフィシャルスポンサー、オフィシャルサプライヤー、大会協力企業
- (8) 財団法人日本体育協会オフィシャルパートナー
- (9) 第67回国民体育大会競技力向上対策本部が指定する選手を雇用又は指定する競技団体等に費用協力をしているサポート企業
- (10) 報道機関

3 会長は、第1項の許可の申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、標章等及びマスコットの使用を許可するものとする。

- (1) スポーツ、国体及び両大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 標章等及びマスコットを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の政治団体、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他会長が標章等及びマスコットの使用について不相当と認めるとき。

4 前項の規定による許可は、公共目的使用許可書(様式第3号)をもって行い、標章等及びマスコットを使用しようとする者に対し、許可番号を与えるものとする。

(商業目的による使用)

第6条 標章等及びマスコットを商品、広告宣伝、景品等に使用する場合は、商業目的と認め、有償で使用できるものとする。

2 標章等及びマスコットを商業目的により使用する者は、「ぎふ清流国体」、「ぎふ清流大会」及び全てのマスコットを使用することができる。ただし、第5条第2項第7号に規定する協賛企業等が使用する場合は、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会募金・企業協賛推進要綱第11条に規定する協賛者に対する特典による。

(商業目的による使用の許可)

第7条 標章等及びマスコットを商業目的により使用しようとする者は、あらかじめ商業目的使用許可申請書(様式第4号)に必要な書類を添付して会長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 会長は、前項の許可の申請があった場合は、その内容が第5条第3項各号のいずれかに該当するときを除き、標章等及びマスコットの使用を許可するものとする。

3 前項の規定による許可は、商業目的使用許可書(様式第5号)をもって行い、標章等及びマスコットを使用しようとする者に対し、許可番号を与えるものとする。

(商業目的による使用にかかる使用料)

第8条 商業目的による使用者は、別表1に掲げる額の使用料を実行委員会に納付しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、これを免除する。

(1) 第5条第2項第1号から第6号に規定する団体が使用する場合

(2) 県の政策に資する以下の製品

ア 岐阜の宝もの等認定品

イ 飛騨美濃すぐれもの認定品

ウ ぎふクリーン農産物及びぎふクリーン農産物加工品

エ 岐阜県観光連盟推奨観光土産品

(3) その他会長が認めた場合

2 前項但し書の規定に該当する使用者が第6条に基づき使用申請をする場合は、第7条に規定する商業目的許可申請書(様式第4号)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 第1項に基づく使用料は、第7条に規定する商業目的許可書(様式第5号)の交付があった日から起算して、30日以内に会長が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

4 県実行委員会は、収納した使用料を広報活動、県民運動等の経費に充てるものとする。

5 納付された使用料は、返還しない。

(使用上の遵守事項)

第9条 標章等及びマスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用权を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(2) 定められた色、形等を正しく使用すること。

2 標章等及びマスコットの使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された用途のみに使用し、許可条件に従うこと。

(2) 第7条第2項の規定による許可を受けて標章等及びマスコットを使用する場合は、使用する物品等に許可番号を付記すること。ただしその形状等から許可番号を付記することが困難な場合を除く。

(3) 第5条第3項及び第7条第2項の規定による許可を受けて標章等及びマスコットを使用する場合は、許可に係る物品等の完成見本を速やかに提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(4) 当該使用に係る物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る物件を原因とする事故に対しては、実行委員会は一切の責任を負わない。

(許可内容の変更)

第10条 標章等及びマスコットの使用の許可を受けた者が、許可された内容を変更しようとするときは、あらかじめ使用変更許可申請書(様式第6号)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第5条第3項及び第4項、第7条第2項及び第3項並びに前条の規定は、前項の場合に準用する。

(許可の取消)

第11条 会長は、標章等及びマスコットの使用がこの規程及び許可内容に違反していると認める場合は、当該許可を取り消し、当該許可に係る物件の回収を命ずることができる。

2 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件を使用してはならない。

3 第1項の規定により当該許可に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許可に係る

物件を回収しなくてはならない。

(補足)

第12条 この規程に定めるもののほか、標章等及びマスコットの使用の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表1(第8条関係)

- | |
|---|
| 1 広告販促
協議により決定 |
| 2 商品化 |
| (1) 販売を目的とするもの
使用料 = 小売価格(消費税等賦課前) × 3% × 製作個数 |
| (2) 販売以外を目的とするもの(景品等)
使用料 = 製造価格 × 3% × 製作個数 |
| 3 その他の営利
協議により決定 |